

休会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業精神保健学会（以下、「本学会」という。）の会員の休会に関して必要な事項を定める。

(休会理由)

第2条 会員は、次の各号の理由により本学会を休会することができる。

- (1) 出産・育児・介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) 海外への留学・勤務・移住
- (4) その他、理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度6月1日から2年間を限度とする。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を得て、2年間を上限として休会を延長することができる。ただし、2休会期間の合計が5年を超えないものとする。

(条件)

第4条 会員は、次の各号の条件を満たし、理事会において承認を得ることによって休会ができる。

- (1) 休会を開始する年度の前年度までの会費が納入されていること
- (2) 過去の休会から2年以上経過していること
- (3) 過去の休会期間の通算が5年に達していないこと

(休会手続き)

第5条 休会する者は、所定の休会申請書を休会しようとする年度の前年度の5月末日までに事務局へ提出しなければならない。

(会費免除)

第6条 休会する会員は、休会期間中の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第7条 休会する会員は、次の各号の権利等が停止される。

- (1) 代議員、理事、監事の地位
- (2) 産業精神保健専門職の単位認定
- (3) 本学会が主催する講演会、シンポジウム、研修会等への会員資格での参加
- (4) 本学会が発行する学会誌等の刊行物の受取
- (5) その他、会員として有する権利や義務等

(会員履歴)

第8条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。

(復会)

第9条 休会中の会員は、休会が終了する年度の5月末日までに休会の延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の6月1日から自動的に復会する。

(休会延長手続き)

第10条 休会中の会員が休会延長を希望する場合は、所定の休会申請書を休会が終了する年度の5月末日までに事務局へ提出しなければならない。

(休会中の退会)

(前払会費)

第11条 休会となった時点において前払会費がある場合は、復会以降にこれを充当する。

2 退会した場合には、前払会費はこれを返却しない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会員の休会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和3年8月8日から施行する。